

議会改革推進会議「検討部会」会議録

令和2年10月12日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 令和2年10月12日(月) 午後1時00分～午後1時54分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員
部会長 服部孝規
副部会長 今岡翔平
部会員 草川卓也 森美和子 鈴木達夫
岡本公秀 伊藤彦太郎
会長 小坂直親
副会長 新 秀隆
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 議会事務局長 井分信次 議事調査課長 渡邊靖文
村主健太郎 大川真梨子
- 6 案件
 1. 第62回検討部会の確認事項について
 - (1) 議会提出議案への市長等の意見表明について(検討課題25)
 - (2) 議会の情報化について(検討課題36)
 - (3) 子ども議会の実施について(検討課題47)
 - (4) 所管事務調査結果の報告について(検討課題46)
 - (5) 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について(検討課題31、33)
 2. 議会改革白書2020への掲載内容の確認について
 3. 議題
 - (1) 広聴広報機能の充実(議会報告会)について(検討課題10)
 - (2) 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について(議長及び常任委員会委員の任期について)(検討課題45)
 - (3) 議会の情報化について(検討課題36)
 - (4) 所管事務調査の報告について(検討課題46)
 - (5) 子ども議会の実施について(検討課題47)
 - (6) 公聴会制度について(検討課題11)
 - (7) 議会提出議案への市長等の意見表明について(検討課題25)
 - (8) 新たな議決項目の必要性について(検討課題27)
 - (9) 議会事務局の機能強化について(検討課題38)
 - (10) 議員の政治倫理への対応について(検討課題41)
 - (11) 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について(検討課題31、33)
 4. 議会改革白書2020について
 5. その他

7 経 過 次のとおり

午後1時00分 開 会

○部会長（服部孝規君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから、検討部会を開会します。

前회가2月17日で、随分日が開きました。いよいよもう締めくくりの議論をする時期に来ましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、事項書に従ひまして進めさせてもらひます。

1つ目は、第62回検討部会の確認事項について、事務局お願ひします。

○議会事務局員（大川真梨子君） まず（1）ですが、議会提出議案への市長等の意見表明について、検討課題25につきましては、議員提出議案に対する市長・執行機関の意見表明について、新規条例の策定等に関わつて政策的な項目や予算措置が必要な事項に関わつては、市長・執行部との事前調整の必要性も当然考えられることから、その取扱いについて検討することとなつており、前회ご議論いただきました結果、担当部署との事前協議を行うことから、改めて市長等の意見表明の機会は設けないということを確認していただきました。

（2）の議会の情報化について、検討課題36につきましては、前回、プロジェクトチームのメンバー及びリーダーを決定していただき、その後、プロジェクトチームにおきまして、次期タブレット端末の仕様等について協議していただいておりますので、本日の事項書の項目3.議題の中でプロジェクトチームリーダーから報告していただきます。

（3）子ども議会の実施について、検討課題47につきましても、議会の情報化と同様に、前回、プロジェクトチームのメンバー及びリーダーを決定していただき、その後、プロジェクトチームにおきまして、子ども議会の実施方法について協議していただいておりますので、こちらも後ほどプロジェクトチームリーダーから報告していただきます。

なお、この子ども議会の実施につきましては、新規検討課題であったため、新たにカルテを作成し、検討課題47といたしました。

（4）所管事務調査結果の報告について、検討課題46につきましては、所管事務調査の提言後における市民・関係団体への報告について、前회ご議論いただきました。提言後の報告について、対象を所管事務調査に係る意見交換先に限定しない場合は、広聴広報にも関わつてくるため、その辺りの整理も必要となるということで、結果としては、議論を継続していただくこととなりました。

なお、この所管事務調査結果の報告につきましても新規検討課題であったため、新たにカルテを作成し、検討課題46といたしました。

（5）本条例の目的達成の検証をどのように行つていくのか、内部・外部の検証の在り方、検討課題31、33につきましては、条例第25条、条例の検証及び見直し手続に基づきまして、条例の検証及び見直し手続の手順書の作成と、検証委員会の設置についての2つの観点からご議論いただいております。前回は、手順書の作成につきましては現在の検討部会の取組の範囲で議会基本条例のメンテナンスは可能ではないか、検証委員会の設置につきましては、外部委員会の検証は一定有意義ですが、受け手があるかどうかの問題があるといったご意見がありましたが、結果としては、議論を継続していただくということになりました。

○部会長（服部孝規君） ありがとうございます。

8か月も前のことで、ちょっともう記憶にない部分もあるかと思ひますが、確認事項、よろしいで

すか。

(発言する者なし)

○部会長(服部孝規君) それじゃあ次に進みたいと思います。

では次に、議会改革白書2020への掲載内容の確認について、これも事務局お願いします。

○議会事務局員(大川真梨子君) それでは、お手元の資料1をご覧ください。

資料に沿って朗読をさせていただきます。

(1) 議会運営委員会、令和2年2月20日、質疑・質問を行う際の注意事項について。

令和2年3月定例会から、本会議及び予算決算委員会において、発言通告書に記載した質疑・質問の順序を入れ替える場合は、会議が始まるまでに議長または委員長に申し出ることとし、かつ質疑・質問の際には、冒頭に順序を入れ替える旨を述べることにしました。

会議におけるマスクの着用について。

令和2年3月定例会から、各会議において、病気等によりマスクを着用する場合は、事前に議長または委員長にマスク着用の旨を申し出ることとした。また、会議で発言する際は、マスクを外して発言することとした。

4月13日、新型コロナウイルス感染症対策について。

会議の開催について、緊急性のあるもの(危機管理対策本部会議、代表者会議等)、スケジュールが決まっていて開催する必要があるもの(本会議、議会運営委員会、広聴広報委員会等)を除き、各会議の招集権者の判断で会議の延期や中止の検討を行うことにしました。

4月27日、新型コロナウイルス感染症対策について。

以降、長いので、略してコロナ対策についてとさせていただきます。

令和2年第1回臨時会から次のとおり運用することといたしました。

議会の全ての会議はマスク着用とし、議場での発言時もマスク着用のままとする。

委員会室の座席配置は1人1卓とする。

議場に空気清浄機を設置する。

議場の密を避けるため、執行部出席者は、提出議案に関連する部署に限定する等により職員間の間隔を空けることとし、ほかの部長級職員は、理事者控室で待機とする。

議場の議員席は動かせないことから、議員間に仕切り板を設置する。

5月1日、コロナ対策について。

令和2年第1回臨時会から、室内換気のため空気清浄機の設置に加え、議場出入口の一部を開放する(理事者出入口、図書室出入口)。

5月22日、コロナ対策について。

会議はマスク着用としているが、令和2年6月定例会から、市長の現況報告や提案理由の説明、議員の質疑・質問などで発言が長時間に及ぶ場合には、答弁席、質問席の前方にアクリル板も設置していることから、マスクを外しての発言も可とする。

6月8日、コロナ対策について。

6月定例会の総務・教育民生・産業建設常任委員会の一般質問は、緊急性の高い事項についてのみ認めることとし、その判断・進行は委員長に委ねることとする。

8月20日、コロナ対策について。

令和2年9月定例会から、執行部席に仕切り板を設置し、全員出席することとする。

閉会日における各委員長の所管事務調査の報告については、令和2年度は先進地視察や市民・団体等との意見交換ができなかったため、市への提言は行わなかったが、調査を行った現状把握と課題・問題点を中心に報告することとする。

本会議、委員会等の傍聴者に対し、傍聴受付時に非接触型体温計による検温に協力を求める。検温の結果、37.5度以上の場合は傍聴を遠慮していただくこととする。

9月7日、市の実施機関が執行する事務に関する請願の取扱いについて。学校給食の請願の事例。

市の実施機関が執行する事務に関する請願について、地方自治法第125条及び会議規則第136条の規定により、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決した場合についてはこれを請求することとした。

また、処理経過及び結果報告の期限は、まずは次期定例会までに一度状況を確認し、一定の方向性が定まった段階で次の報告を求めるという2段階の手順で進めることとした。

9月18日、休会中に会議を開いた場合の残りの休会の効力について。令和2年9月23日の事例。

休会の途中で会議を開いた場合の残りの休会日の効力については、衆議院の考え方により、休会は継続し、残りの休会について議会の議決はしないこととする。

(2) 会派代表者会議、2月28日、コロナ対策について。

委員会及び会派の視察や、外部からの受入れを当分の間中止とした。

3月13日、コロナ対策について。

災害及び感染症等の発生時における議会の対応に関する申合せの改正を行い、自然災害の場合だけでなく、新型コロナウイルス感染症等に係る市の対策本部等が設置された場合にも議会危機管理対策本部を設置することとし、新たに感染症等の発生時や発生のおそれがある場合の議会の対応、議員及び事務局の役割、並びに本会議、委員会またはその他の会議の運営について定めた。

8月3日、コロナ対策について。

政務活動による研修会等への参加についても当分の間中止とした。

(3) 予算決算委員会、4月20日、予算決算委員会協議会、予算決算委員会内規の一部改正について。

令和2年第1回臨時会に提案された新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算について、分科会方式によらず全体審査とするため、また今後、市長選挙時の骨格予算に対する政策予算（補正予算）についても全体審査を可能とするため、予算決算委員会内規第7条第3項（補正予算は分科会審査により行う）に「委員会が全体審査の必要があると認めた場合はこの限りでない。」とするただし書を加えることとした。

(4) 正副委員長会議、4月20日、コロナ対策について。

令和2年度の所管事務調査は、先進地視察や市民・団体等との意見交換が実施できないことから、可能な範囲で調査・研究は継続するが、市への提言までは行わないこととする。また、所管事務調査に係る委員会の会議は6月定例会までは開催しないこととする。6月以降の委員会の開催及び調査・研究のまとめ方等については、6月定例会中に開催する各委員会の会議において決定する。

令和2年5月の所管事務事業概要説明及び管内視察は中止とし、概要説明書の提出を受けるのみとする。概要説明書の内容に関し質問がある場合、後日、担当部長等の説明を受けるかどうかについて

は各委員会の判断とする。

8月3日、コロナ対策について。

令和2年度の所管事務調査は、先進地視察や市民・団体等との意見交換が実施できず、市への提言まで行わないことから、ホームページにおける報告書の公表は行わない。

(5) 全員協議会、1月20日、政策条例の立案について。

議会として政策条例「(仮称)子どもの権利に関する条例」の立案に取り組むこととした。(政策検討部会で条例案の作成に取り組むこととした。)

8月20日、コロナ対策について。

議会内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合、保健所の聞き取り調査に対応できるよう、庁内の会派室や図書室、または担当部署で議員がほかの議員及び事務局職員以外の者と接触した場合の記録を取るため、接触した場所と接触者の氏名を事務局に報告することとした。

(6) 政策検討部会、1月8日、政策条例について。

「(仮称)子どもの権利に関する条例」の立案については、議会として取り組むことを全員協議会に報告することとした。

(7) 危機管理対策本部、3月24日、コロナ対策について。

各議員は毎日検温し、発熱が認められる場合(37.5度程度以上)は、各種会議への出席及び市役所への登庁を控えることとした。

各議員は議会对策本部設置中、連絡体制を確実なものとする事とした。

4月13日、コロナ対策について。

新型コロナウイルス感染症対策に関する執行部への要望等については、各議員から直接、市の対策本部へ連絡するのではなく、申合せに基づき、議会の対策本部で集約して市に依頼することとする。ただし、内容により議会として執行部に要望できないケース(個人の意見等の場合)もある。

7月14日、コロナ対策について。

令和2年9月定例会から、答弁席と質問席の間は十分な間隔(2メートル以上)があり、また同時に向かい合って発言することはないことから、それぞれ設置していたアクリル板を撤去することとした。以上です。

○部会長(服部孝規君) ありがとうございます。

ほとんどがコロナ対策ということで、中身はよろしいですか。

(発言する者なし)

○部会長(服部孝規君) それでは、3の今日の本題に入りたいと思います。

議題です。今日これで締めくくりということでやりたいと思いますのでよろしくお願いします。

それから、1から11まで、まず事務局から報告をいただいて、その後、3と5についてはそれぞれプロジェクトチームのリーダーのほうから報告をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

では事務局お願いします。

○議会事務局員(大川真梨子君) それでは、まずお手元の資料2のA3のスケジュール表を見ていただきたいんですが、今期に取り組む検討課題は色つきの部分の予定だったんですけども、既に完了しているものは真ん中辺りにある課題番号25番のみとなっております。

それでは、議題3の(1)から順に説明をさせていただきます。

まず広聴広報機能の充実ということで、議会報告会の開催については資料3-1、検討課題カルテ10でございますが、昨年10月の議会改革推進会議において、議会報告会については現在各常任委員会が実施している所管事務調査の意見交換会を充実・発展させることで亀山市議会の議会報告会として位置づけることとしてご確認をいただきまして、一旦は完了という形になったんですけども、ここでカルテの対応内容の最後の箇所、青文字のところを見ていただきたいんですが、所管事務調査における意見交換会の充実のため、正副委員長会議において次の2点を確認したということで、1つ目、相手方となる団体等に場所がある場合は、委員会が出向いて意見交換会を行うこととする。2.意見交換会は、できるだけ市民に傍聴してもらえるようあらかじめ日時等について周知を図ることとするというのを追加させていただいております。

その後、議論の場がなかったため、再度この検討部会において最終確認をしていただくために、これ一旦は完了とした項目であるものの、復活させて、今回ご確認いただくことをもって再度完了とさせていただきます。

続きまして、(2)機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について。

議長及び常任委員会委員の任期については、資料3-2、検討課題カルテ45でございますが、おとしの改選時から先行して議長の任期を2年とし、委員の任期は現行のまま持ち越されましたが、委員の任期につきましては、委員会構成まで踏み込んだ議論が必要でありまして、今後も引き続き最重要項目として検討を重ねていただくことになっておりますが、今期は議論が進んでおらず、内容に変更がないため、カルテは更新しておりません。

続きまして、(3)議会の情報化について。

資料3-3、検討課題カルテ36でございますが、現在使用しているタブレット端末については令和3年度での更新を予定しているということでございまして、カルテの4ページの右端の対応内容の最後のほうの箇所をご確認いただきたいんですが、亀山市議会改革推進会議検討部会内規を制定し、次期タブレットに関し、専門的検討をするプロジェクトチームを設置した。(令和2年2月17日第62回検討部会)その次ですが、プロジェクトチームにおいて、次期タブレット端末の仕様等について協議、5回プロジェクトチームを開催していただいておりますので、その旨、記載をさせていただきました。

なお、本日新たに決定した内容がありましたら、20日に推進会議がございますので、それまでにカルテに追加をさせていただきます。

続きまして、(4)所管事務調査の報告について。

資料3-4、検討課題カルテ46、新規の検討課題でございますが、所管事務調査の提言後における市民・関係団体への報告について、事項書の1項目目で説明させていただきましたとおり、意見交換先に限定して報告を行うこととするのかなど、その実施手法については結果としては議論を継続していただくということになっておりまして、カルテの現状分析の最後の箇所をご覧くださいなんですが、青文字のとおり、令和2年度の所管事務調査は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、先進地視察や市民・関係団体等との意見交換ができず、市への提言まで至らなかったと記載させていただきました。

続きまして、(5)子ども議会の実施について。

資料3-5、検討課題カルテ47でございますが、子ども議会の実施については、対象や実施方法、開催時期等を検討していただくということになっておりまして、こちらカルテの対応内容の青文字の箇所をご覧いただきたいのですが、亀山市議会改革推進会議検討部会内規を制定し、子ども議会に関し、専門的検討をするプロジェクトチームを設置した。（令和2年2月17日第62回検討部会）次に、プロジェクトチームにおいて、子ども議会の実施方法について協議ということで、3回議論をしていただいている旨を記載させていただきました。

続きまして、（6）公聴会制度について。

資料3-6、検討課題カルテ11でございますが、これは地方自治法に規定のある審議する議案に係る利害関係者や有識者の意見を聴くことができる制度であり、平成27年度に会議への参考人招致の制度と併せて運用方針等の検討を開始しましたが、委員会での請願者の趣旨説明の制度を確立するために、その根拠となる参考人制度のほうが先行し、公聴会制度については別の検討課題として分離され、運用方針等はまだ検討中という扱いになっておりますが、今期は議論が進んでおらず、内容に変更がないため、カルテは更新しておりません。

（7）議会提出議案への市長等の意見表明について。

資料3-7、検討課題カルテ25でございますが、こちら事項書1で説明させていただきましたとおり結論が出ていますので、カルテの対応内容の最後の箇所をご確認いただきたいのですが、青文字のとおり、議会の政策条例の立案に当たっては、策定作業の中で執行部との協議を随時行っていくので、条例案に市長の意思は反映されると考えることから、議会提出議案への市長等の意見表明の機会は設ける必要はないことを確認した。（令和2年2月17日第62回検討部会）と記載させていただきました。

（8）新たな議決項目の必要性について。

資料3-8、検討課題カルテ27でございますが、平成30年3月に都市マスタープランを新たに議決事件に追加し、ほかにも議決事件とする計画はないか議論していただいております。今後も検討課題として継続して議論していただくということになっておりますが、今期は議論が進んでおらず、内容に変更がないため、カルテは更新しておりません。

（9）の議会事務局の機能強化について。

資料3-9、検討課題カルテ38でございますが、議会改革の推進に当たり、議会事務局の在り方等について検討を継続していただくということになっておりますが、こちら今期は議論が進んでおらず、内容に変更がないため、カルテは更新しておりません。

続きまして、（10）議員の政治倫理への対応について。

資料3-10、検討課題カルテ41でございますが、こちらはカルテの対応内容として、政治倫理指針の見直しを行うと記載されておりまして、政治倫理指針に規定している議員の兼業を禁止する職に、地区コミュニティの会長という文言が残っていたりですとか、会議の服装にクール・ビズを認めるも本会議は正装とすると、男性のネクタイを前提とした記載になっているなど、現状に合っていない部分があることから、今後も検討を継続していただくということになっておりますが、こちら今期は議論が進んでおらず、内容に変更がないため、カルテは更新しておりません。

最後の、（11）本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について。

資料3-11と12、検討課題カルテの31と33でございます。

本市議会では、条例制定後も各条項に規定された事項の具現化のために、この議会改革推進会議の検討部会で検討課題に取り組んでいただいておりますが、この場合の検証・見直しというのは、条例そのものを一条一条見直すことで、条文が現行の状況・体制に合っているかを検証していくという作業です。平成22年に条例を制定した当時は、先進的な7自治体を参考としていただいたそうなんですけれども、制定から10年が経過した今、新たな視点も取り入れて改正する必要があるのではないかとということも視野に入れていただいて、ほかの自治体の条例も参考にさせていただきながら議論していただくということになるかと思えます。

事項書1項目めで説明させていただきましたとおり、前回の検討部会におきましては、条例の検証及び見直し手続の手順書の作成、検証委員会の設置について、引き続き議論を継続していただくということで、カルテは特には更新しておりません。以上です。

○部会長（服部孝規君） ありがとうございます。

それでは、3に関わって、タブレットプロジェクトチームの報告をお願いしたいと思います。

リーダーの方、お願いします。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） それでは、資料4に出ていますけれども、検討結果について、経過と検討結果はそこに書いてありますけれども、2月から5回にわたりまして議論してきた結果、その下にある検討結果のようになったんですけれども、言ってしまうと、今までサーフェスというノートパソコンのさらに小さいようなやつを使っておったんですけれども、これをタブレット型、もちろんこれには一応キーボードとかもつけることはできるんですけれども、基本的にはやはりタブレットで手書きとかそういうのを想定した、サーフェスよりはやはりもうそういう手書きなり何なりという、キーボードは割とあまり使わないような、そういうほうを選ばせていただきました。

理由としては、やはり一番大きいのは、今後会議資料とかをここでペーパーレスで見ていたりするに当たって、やはり一定の大きさが必要で、ある程度操作性とかを思ったときに、より分かりやすくというような部分でこれにしていこうというような形でして、特にサーフェス、ノートパソコンのようなもの、これのほうがいいんじゃないかというような考え方もあったんですけれども、これについてはやはり、どうしてもノートパソコンとかに比べると、ノートパソコンを自分が持つておけば済むような部分があったりとか、あとはどうしても議場に持ち込んで何かをするというのに当たっては、いろいろ文書を作成するとかは、やはり議場ですというようなことではなくて、そうすると議場以外で使う部分に関しては、自分でノートパソコンを使ったりとかいうケースのほうが多いだろうということで、このサーフェスはその後どうするかというのは、これはまた検討せなあかん部分がありますけれども、これはまたこれで使える部分もあるんで、実際その議会でペーパーレスとかいろんなものを考えて使っていく上では、やはりタブレットにしていくのがいいだろうと。

もう一つ、政務活動という部分で、議会の外で政務活動を行うに当たって、例えば市民に見てもらったりする部分にあっても、ある程度その見やすさとかあります。

そういうことでこういうような形にしたんですけれども、これに当たっては、料金の問題がありまして、NTTドコモとKDDIで比較検討も行いました。

もう一つポイントとしては、データ通信量が今7ギガなんです、月々。7ギガなんですけれども、

それをちょっと割高なプラン、数百円上がるらしいんですけど、10ギガでいったらどうかと。実際、そのデータ量が足らんという声が割とあったもので、これは使わん人は使わないけど、使う人は使うということで、月々数百円だったら、これはもうこっちにすべきやろうと。あと、タブレット用のキーボードだけは別途購入するというような、こういう形になりました。あと、重さとかそんなんもあったんですけども、やはり大きいほうがとにかく、例えば年配の議員さんなんかはやっぱり大きいほうがええというのがありますもので、こういうふうな形にさせていただきました。

もう一つ、システム、電子会議システム導入ということで（2）でありますけれども、これいろいろと複数見たんですけれども、そこにSideBooks、moreNOTEとかいろいろありますけど、これに関してはSideBooksとすること。これにつきましては、現在多くの自治体で導入されているということと、使いやすさという部分では非常にほかのものに比べると使いやすそうだということで。ただ、そんな中で、このタブレット端末並びにこのシステム、一応2年ぐらいの契約ですもんで、取りあえずこの2年間やってみよう。これやってみて、それであかんだらもう一回考えるぐらいのつもりで、これでやってみようじゃないかということで、大体そんな感じで決まりました。以上です。

○部会長（服部孝規君） 分かりました。

質疑は後にしてもらって、もう一つ、子ども議会に関わってのプロジェクトチームの報告をお願いします。

今岡副部会長。

○副部会長（今岡翔平君） それでは、子ども議会のほうを報告させていただきます。

資料は資料5になると思います。

会議は上記の3回ぐらいなんですけれども、第2回の4月6日の頃には緊急事態宣言が発令されていたのかなというふうなふうに思います。

検討結果なんですけれども、まず対象者は市内中学校在学の中学校2年生18名、3校から3名が2グループずつ出てくれたらいいかなと。

学年についてもいろいろ議論はあったんですけれども、しっかりこのプロジェクトでせっかく参加してもらうからには、腹落ちした理解というのをしてほしいということと、あと実際問題、学校に入ったばかりの1年生や高校受験を控える3年生というのはどうだろうということで、2年生18名。この人数についても、もっと少ない人数にしてがっちり教え込む、しっかりと面倒を見るほうがいいんじゃないとか、あるいはせっかくプロジェクトをやるんだから、もっと多くの生徒さんに、子供たちにこの議会のことというのに触れる機会があったほうがいいんじゃないかという、いろんな意見が出た中でこういうふうになりました。

実施内容といたしましては、中学生の一般質問に執行部が答弁します。代表で6名が登壇して質問します。一問一答方式で15分から20分が持ち時間、再質問等も事前に準備して、本番での議員によるサポートは未定と。議会から質問の参考テーマを示して生徒を募集し、応募の時点でテーマを決めてきてもらう。議長は中学生、質問メンバー以外でこちらは応募してもらいます。または各校の生徒会長に依頼をするということもあるのかなという意見が出ました。事前勉強会でプロジェクトメンバーの議員、さらに有志の議員が質問通告の作成というのをサポートし、子ども議会をケーブルテレビ中継、ネット配信等をする。収録したものは以後授業等でも活用してもらいたい。保護者や教師は議場傍聴席で傍聴してもらおうというふうな形になりました。

こちらの実施内容につきましても、誰がその中学生が質問することに対して答弁するんやとか、時間はどうなんやとか、あるいはグループが登壇をして質問の最中にみんなで相談できるようにしたほうがいいんじゃないかと、いろんな意見は出たんですが、最終的にはこういった形になりました。

時期、日程としては夏休み期間中、進め方としては事前勉強会を2回程度、できれば両日参加してもらって、事前勉強会ではテーマの選択・検討と議員から生徒へのレクチャーを行います。事前勉強会以降で必要があれば議員が学校に出向いて生徒とやり取りをします。当日は代表者、チームメンバーが議場に着席して代表者から質問を行うという形を考えました。

今後のスケジュールといたしましては、議会改革推進会議検討部会で確認できれば引き続きプロジェクトチームで詳細事項を検討し、その都度検討部会で確認を受ける。中学校のカリキュラムの都合上、夏休み開催ならば前年の秋頃には教育委員会に提案をする必要があると。

最終的な結論になりますが、新型コロナウイルスの感染拡大により子供や学校のカリキュラム等が大きく影響を受けている状況を鑑み、現時点で子ども議会について、議会が協議・準備を進めることは難しいと。学校の授業すら進んでいない中で、議会の議員が新たに踏み込んでいって学校に負担がかかってしまう形になる事柄ではないかというふうに判断をいたしまして、子ども議会の実施というのは早くても令和4年度以降を想定して、一旦は検討を保留するというような結論になりました。

○部会長（服部孝規君） ありがとうございます。

2つのプロジェクト、しっかりやっていただきました。

この議論の進め方ですけれども、1から11まで11項目ありますので、どなたか最初に取り上げていただいた議題について議論をし、それが一応収束したら次の議題をまたどなたかがしていただくという形にしたいと思います。それぞれがばらばらにやるとまとまりませんので、そんな形で進めていきたいと思います。よろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） それではどなたからでも結構です。1から11の項目の中でご意見のある方はどうぞ。

鈴木委員。

○部会員（鈴木達夫君） つくっていただきました例の情報化のプロジェクトチームの件でお尋ねをします。

ペーパーレスをするということを主に、どんな機種がいいか、いろんな検討を重ねていただいたんですけども、これは執行部も新しいタブレットについては、メンバーの中に執行部も参加していただいたんですけども、共通のものを使っていくというようなことでよろしいでしょうか。

○部会長（服部孝規君） 伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） これに関しては、実はそういうふうなつもりでこちらとしてもやっていたんですけども、執行部としては、はっきり言ってどうも煮え切らないような姿勢なんですね。どうなんやというふうに再三言っても、今あるからとか、いついつのタイミングとか、そこまで多分乗り気じゃないような感じをちょっと受けてしまったもので、事務局も含めていろいろ対応はさせてもらったんですけども、これでは議会の動きとしてはもう間に合わないだろうということで、執行部の考えは別に、これで行こうという形になりました。

○部会長（服部孝規君） 渡邊課長。

○議事調査課長（渡邊靖文君） 今日の時点で、一応執行部のほうへはちょっと確認を取らせていただきました。

新たにタブレットを導入していく方向は間違いないと。システムもうちがSideBooksということであれば、SideBooksで検討していますということなのですが、機種につきましては、iPadでいいのか、パソコン機能としても使いやすいサーフェスにするのか、機種選定はこれからちょっと検討していくということで、タブレットを入れるということ自体はやっていくという方向は確認いたしました。

○部会長（服部孝規君） 鈴木委員。

○部会員（鈴木達夫君） いろんなペーパーレスに関して無駄を一番私が感じるのは、提出された資料等のケアレスミスも含めた訂正に対して、全て印刷をし直し、あるいはいわゆる差し替え等ですね。どういシステムで執行部が考えているのか知りませんが、これは執行部とは別のものであっても、そういうことは訂正等がタブレットで我々が確認できるというような仕様になるのか、確認を。

○部会長（服部孝規君） 渡邊課長。

○議事調査課長（渡邊靖文君） 端末がうちと同じになるかどうか分からないということですが、システムに関しては同じシステムを入れるというふうなことは確認をしていますので、そのデータの修正等は同時にできるというふうに思っております。

○部会長（服部孝規君） 鈴木委員。

○部会員（鈴木達夫君） 分かりました。

それと、全く余談ですが、今日このペーパーでたくさん資料を頂いて、多分今度の推進会議でも同じようなペーパーが配られたら困りますので、これを我々持っていますんで、訂正がない部分についてはこれ以降、印刷しないようにお願いします。

○部会長（服部孝規君） 分かりました。

今岡副部会長。

○副部会長（今岡翔平君） 情報化、タブレットプロジェクトチームの皆さん、お疲れさまでしたと思うんですけども、この際、例えばこの18人の何か実態、タブレットの使用状況とか、例えば議場ではどういうふうに使っておるとか、何かそういう実態調査みたいなものって何かされましたか。

○部会長（服部孝規君） 伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 実際、完全ではないんですけども、事務局が相当把握されていて、実際あの議員さんどうやろうとかいう話もあったりはしたんですけども、正式にはやってはいないんですけども、一応そういう、特にこの議員さんどんな感じですかというので、正直個別対応みたいな、個別の議員さんを見ながらやっていたというようなのが実情ですけどね。

ただ、おっしゃるように、そういうのもちょっと、もう一回確認したほうがええかなという声は若干出たことはありますけれども、ちょっとそこまでは行っていません。実際、もう事務局の把握のレベルで検討していたという感じです。

○部会長（服部孝規君） 今岡副部会長。

○副部会長（今岡翔平君） これも議論の余地があると思うんですけども、例えば人によっては自分でもう使い放題のWi-Fiを持っていて、Wi-Fiの契約が要らないとか、あるいはタブレットについても何か、全員同じものをそろえるか、人によって条件を変えるかというので、私は本人が

要らないというものとか、使わないというものに関しては少しマイナーチェンジするというか、予算を絞るという考え方というのものもあるのかなというふうに思いました。

○部会長（服部孝規君） 意見ということで。

○副部会長（今岡翔平君） はい。

○部会長（服部孝規君） この件に関して、ありますか。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 先ほどの件で、実際、人によっては要らんと違うのというのものもあるんちゃうのという話は結構出ました。

ただ、政務活動費を使う部分とかいうのもあったりして、そっちの在り方にも関わってくるかなあというのもあったりして、やはり人によってプランを変えたりとか、そうすると契約金額も変わってきたりとかいうのも出てくるんで、ぶっちゃけ事務的な都合という部分で、まずはこれでいかしてほしいなという雰囲気になりました。でも、そういうことを考えていかなあかと。

○部会長（服部孝規君） 渡邊課長。

○議事調査課長（渡邊靖文君） 当然、ご自宅であればWi-Fi環境があるとか、各家庭でいろいろ状況は違うかも分かりませんが、市議会としては、一応どこでタブレットを持っておっても、事務局からの事務連絡であるとか資料送付、そういったものの確認がどこでもできるというのが一つございますので、昔はファクスであったものをメールに変えて、今タブレットでお願いをしておりますので、どこでも必ず見れるということを考えて、やはりこの通信の分は取っておかないと、自宅だけでしか見れやんということだとちょっと困るかなという部分があって、一律にやっていくということも必要かというふうに思っています。

○部会長（服部孝規君） ほかの項目について、ありますか。

鈴木委員。

○部会員（鈴木達夫君） 何度もすみません。

一番最後の、この条例の目的達成のための検証、非常にこれ10年も過ぎて、取りあえず次年度の宿題として、やはりこれは外部までにもう至らなくてもいいけれども、内部的にやはり検証の方法みたいなものをぜひ次に引き継いでいただきたいという意見だけです。

○部会長（服部孝規君） もちろんこれは継続になると思いますので。

ほかにありますか。

岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） 10番の、議員の政治倫理への対応についてというやつですけれども、これは今ちょっと説明を聞いたけど、今現在、ちょっとどういう状況か、もう一回ちょっと教えてもらえますか。ちょっとはつきり分からだもんで、現在の状況が。

○部会長（服部孝規君） 渡邊課長。

○議事調査課長（渡邊靖文君） 政治倫理に関しては、政治倫理指針というものが一つ議会にございます。これは亀山市議会独自のものですけれども、その中に、もう今既に実情にそぐわない記述が出てきておると。今ちょっと説明がございましたが、議員が就いてはいけない職というようなことで記述があるんですが、例えばコミュニティー会長というのが入れてございます。もう今はまち協会長ですので、もう既に記述が合っていない。クール・ビズ等も、昔はクール・ビズ期間中であっても議場

ではネクタイ着用でした。でも、それをもう今はネクタイは除いています。それも記述が合っていないというようなことで、すぐにでも変えなければならない、運用がちょっとずれているものがござい
ますので、それと併せて、他の項目についても今の時代に合ったような形の指針に変えていくべきで
はないかということで、課題に上がっておるということです。

○部会長（服部孝規君） 岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） これは、まだこれから細かいことを決めていくような内容で、このやつを
見たら、まだ対応内容もはっきりしておらんで、どういうレベルの話まで進んだかちょっと分からん
だもんで聞いたんです。

○部会長（服部孝規君） 渡邊課長。

○議事調査課長（渡邊靖文君） これまでは未着手でずうっと来ていまして、前回、初めて着手して
いこうということで議題に初めて上がって、それ以後、会議が開けていなかったということで、対応
内容は全然ないということです。

○部会員（岡本公秀君） はい、分かりました。

○部会長（服部孝規君） ほかにありますか。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） それでは、議題については以上のようにしたいと思います。

では、4番目の議会改革白書2020ですが、これはもう同じでいいわけやね、2と。

一応、事務局。

○議会事務局員（大川真梨子君） 先ほど、2の項目で説明させていただいた内容とほぼ一緒なんで
すけれども、1項目だけ、正副委員長会議で決定した内容を、11月21日のものなんですけれども、
それだけ追加させていただいたものが資料6の内容になっております。

○部会長（服部孝規君） 2で説明いただいたものに、4. 正副委員長会議、11月21日というの
が付け加わっておると、この部分だけが違うということですね。

そういうことです。よろしいですか。

これだけ言っておいてもらおうか。

○議会事務局員（大川真梨子君） それでは、朗読させていただきます。

お手元の資料6の3枚目の（4）正副委員長会議、令和元年11月21日、所管事務調査における
意見交換について。

令和元年10月の議会改革推進会議において、議会報告会については、現在、各常任委員会が実施
している所管事務調査の意見交換会を充実・発展させることで亀山市議会の議会報告会として位置づ
けることとしたことを受け、今後の意見交換会の実施手法について、次の2点を確認した。

1. 相手方となる団体等に意見交換ができる場所がある場合は、委員会が出向いて意見交換会を行
うこととする。

2. 意見交換会は、できるだけ市民に傍聴してもらえるよう、あらかじめ日時等について周知を図
ることとする。以上です。

○部会長（服部孝規君） 以上で、本日の予定しておりました議題は全て終わりますが、何かその他
でありましたら。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○部会長(服部孝規君) じゃあ、多分、もう最後になると思います。1年間ご苦労さまでございました。

午後1時54分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 2 年 10 月 12 日

議会改革推進会議検討部会長 服部孝規